

自立支援医療費（精神通院医療）受給者証に関するお知らせ

自己負担上限額が 20,000 円のみなさまへ

自己負担上限額が 20,000 円の方で「重度かつ継続」に該当する方については、自立支援医療費（精神通院医療）制度の適用が、令和3年3月31日で終了することとなっていました。令和9年3月31日まで延長されることが決定いたしました。

有効期間が満了するまでの間は、そのまま受給者証を御利用ください。

有効期間の満了日以降も継続して公費負担を受ける場合には、有効期間が満了する3か月前からお住まいの市町村で申請することができます。



有効期間の満了日
まで御利用できます。

千葉県マスコットキャラクター チーバくん

自立支援医療受給者証 (精神通院)	
千葉県知事 見本	
令和3年〇月〇日認定	
公費負担番号	21126016
受給者番号	
氏名	
生年月日	
住所	
受給者	
氏名	
住所	
認定医療機関	
自己負担額	20,000円
有効期間	令和3年2月1日～令和4年1月31日 (医療用紙日)
備考	ただし、この受給者証は経過的特例措置が適用された場合のみ、使用できます。

御不明な点等ございましたら、お住まいの市町村へお問い合わせください。
なお、千葉市在住の方は取扱いが異なりますので、各区保健福祉センターへお問い合わせください。

令和6年4月 千葉県



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん